

○城里町建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程

平成17年2月1日

告示第14号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 一般競争入札（第3条—第15条）
- 第3章 指名競争入札（第16条—第22条）
- 第4章 特殊指名競争入札（第23条—第27条）
- 第5章 特定建設工事共同企業体（第28条）
- 第6章 隨意契約（第41条—第52条）
- 第7章 参考見積徴収（第53条—第58条）
- 第8章 雜則（第59条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この告示は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「法施行令」という。）及び城里町財務規則（平成17年城里町規則第40号。以下「財務規則」という。）並びに地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「地公企法施行令」という。）及び城里町下水道事業会計規則（令和3年城里町規則第28号。以下「会計規則」という。）に定めるもののほか、本町が発注する建設工事等（他団体から委託されたものを含む。以下同じ。）の契約事務に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 前払金保証事業法 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）をいう。
- (2) 独占禁止法 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）をいう。
- (3) 契約 請負契約及び委託契約をいう。

- (4) 選定規程 城里町建設工事等有資格業者選定規程（平成17年城里町告示第15号）をいう。
- (5) 工事 選定規程別表第1工種等一覧表第1項に係るものをいう。
- (6) 委託業務 選定規程別表第1工種等一覧表第2項及び第3項に係るものをいう。
- (7) 工事等 工事及び委託業務をいう。
- (8) 工種 選定規程別表第1工種等一覧表第1項に係る工事の種別をいう。
- (9) 主要5工種 工種のうち、土木一式工事、建築一式工事、ほ装工事、電気工事及び管工事をいう。
- (10) 業種 選定規程別表第1工種等一覧表第2項及び第3項に係る土木建築コンサルタント業等及び役務の提供等の委託業務の種別をいう。
- (11) 工種等 工種、業種等をいう。
- (12) 一般競争入札 条件付一般競争入札をいう。
- (13) 特殊指名競争入札 意向確認型指名競争入札、技術情報募集型指名競争入札及び施工方法等提案型指名競争入札をいう。
- (14) 入札 一般競争入札並びに指名競争入札及び特殊指名競争入札をいう。
- (15) 入札参加資格 工事等の入札参加資格をいう。
- (16) 請負 工事の請負及び委託をいう。
- (17) 請負業者 工事等の請負業者及び委託業者をいう。
- (18) 有資格業者 選定規程第13条の規定により入札参加資格を得たものをいう。
- (19) 本社 選定規程第7条第1項各号に規定する営業所一覧表に記載すべき主たる営業所をいう。
- (20) 町内 町内に本社があることをいう。
- (21) 町外 町外に本社があることをいう。
- (22) 選考委員会 城里町請負業者選考委員会をいう。
- (23) 共同企業体 建設企業が単独で受注及び施工を行う通常の場合とは異なり、複数の建設企業が一つの建設工事を受注・施工することを目的として形成する事業組織体をいう。

第2章 一般競争入札

(対象工事)

第3条 一般競争入札の対象は、主要5工種のうち、予定価格が500万円以上のものとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、工事の技術的特性、有資格業者数等の合理的な理由があるときは、一般競争入札によらないことができる。

(発注形態)

第4条 一般競争入札の発注形態は、有資格業者への単独発注を基本的前提とする。

ただし、大規模かつ技術的に難度の高い工事については、第5章に規定する特定建設工事共同企業体による発注ができるものとする。

(条件の設定)

第5条 町長は、一般競争入札の執行に当たっては、町内の有資格業者の保護育成に配慮するとともに、有資格業者の総合数値、技術的特性、施行実績、配置予定技術者等について条件を付すものとする。

(対象工事の推薦)

第6条 主管課長は、所管する工事について一般競争入札に付そうとするときは、前3条の規定により一般競争入札決定伺（様式第1号）を選考委員会に提出しなければならない。

(公告)

第7条 財務規則（会計規則第95条において準用する場合を含む。以下同じ。）第117条の規定による一般競争入札の公告の形式は、公告（様式第2号）による。

(予定価格の公表)

第8条 町長は、一般競争入札を執行するときは、あらかじめ予定価格を公表するものとする。

(参加申請の書類)

第9条 財務規則第116条の規定による一般競争入札に参加するための資格申請書は、一般競争入札参加申請書（様式第3号）とし、当該申請書には、必要に応じて次に掲げる書類を添付させるものとする。

- (1) 一般競争入札参加申請資料（様式第4号）
- (2) 技術者配置予定表（様式第5号）
- (3) 元請としての施工実績表（様式第6号）
- (4) その他町長が必要と認める書類

(参加申請の審査)

第10条 町長は、有資格業者が第7条の規定に基づく公告により一般競争入札の参加申請をしたときは、当該参加申請の条件の内容の適否について審査しなければならない。

2 町長は、前項に規定する条件の内容の適否の決定をしたときは、一般競争入札参加申請承認通知書（様式第7号）又は一般競争入札参加申請却下通知書（様式第8号）により当該参加申請した有資格業者に通知しなければならない。

(最低制限価格)

第11条 町長は、一般競争入札の執行に当たって、予定価格に最低制限価格を設けるときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者としなければならない。

(一般競争入札参加辞退の自由)

第12条 第10条第2項の規定により一般競争入札の参加申請を承認された有資格業者は、当該一般競争入札に参加しないことができる。この場合において、当該有資格業者は、当該一般競争入札の執行前までに文書によりその旨を申し出なければならない。

2 町長は、前項の規定により有資格業者から一般競争入札に参加しない旨の申出があったときは、当該有資格業者に対して不利益を与えてはならない。

(談合情報の措置)

第13条 町長は、一般競争入札の執行前において、一般競争入札の参加承認を受けた有資格業者（事業者団体を含む。以下この条において同じ。）が独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に抵触する行為をしたとの情報があったときは、談合情報報告書（様式第9号）を作成し、当該有資格業者に談合情報による事情聴取通知書（様式第10号）を通知し、聞取調査票（様式第11号）により事情聴取を行い、かつ、当該行為がない旨の誓約書（様式第12号）を提出させてからでなければ当該一般競争入札を執行してはならない。

2 前項調査に日数を要するときは、入札延期通知書（様式第13号）により通知することとする。

3 町長は、談合の事実が確認されたときは、当該有資格業者に入札中止通知書（様式第14号）をするものとする。

(経過及び結果の公開)

第14条 町長は、一般競争入札の執行の経過及び結果を公開しなければならない。

(一般競争入札の参加申請の却下)

第15条 町長は、第10条第2項により、一般競争入札参加申請承認又は却下された請負業者から文書により承認又は却下の理由の開示を求められたときは、速やかに文書により回答しなければならない。

第3章 指名競争入札

(指名選定)

第16条 町長は、有資格業者を工事等に指名しようとするときは、次に掲げる事項に留意するとともに、各年度における工事等の指名回数及び受注の状況を勘案して、特定の有資格業者に偏らないように配慮しなければならない。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況
- (3) 工事等の成績
- (4) 技術者の状況
- (5) 工事等に対する地理的条件
- (6) 受注高、手持ち工事等の状況
- (7) 工事等についての技術的特性

(工事の指名選定)

第17条 町長は、工事について指名競争入札に付そうとするときは、前条の規定によるもののほか、主要5工種にあっては当該工事の契約予定金額の格付等級に属する有資格業者のうちから指名しなければならない。

2 前項で規定する契約予定金額の格付等級は、おおむね次の表に掲げるとおりとする。

	格付A	格付B	格付C
土木一式工事	500万円以上	130万円以上3,000万円未満	1,000万円未満
ほ装工事	500万円以上	130万円以上1,000万円未満	250万円未満
建築一式工事	500万円以上	130万円以上3,000万円未満	1,000万円未満
電気工事	1,000万円以上	130万円以上1,000万円未満	500万円未満
管工事	1,000万円以上	130万円以上1,000万円未満	500万円未満

3 前項の規定にかかわらず、町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定めるところにより指名することができる。

- (1) 契約予定金額の格付等級に属する有資格業者が少数である場合、町内の有資格業者の場合その他必要がある場合は、契約予定金額に応じて直近上位又は下位の格付等級に属する有資格業者を指名すること。
- (2) 有資格業者の工事成績が優秀な場合は、1等級上位の格付等級に属する工事に指名すること（主要5工種の格付等級区分がAである有資格業者にあっては、指名回数に配慮すること。）。
- (3) 特別な技術を要する場合又は災害その他の理由により緊急に施行する必要がある場合は、上位の格付等級に属する有資格業者を指名すること。

(分割工事等の重複指名選定)

第18条 町長は、工事等を分割して発注する場合において、次に掲げる要件を満たすときは、全部又は一部の有資格業者（第5章に規定する特定建設工事共同企業体を含む。以下この条において同じ。）を重複して指名することができる。

(1) 有資格業者が第16条各号に掲げる指名選定の基準に照らし、少数のため重複して指名する必要があるとき。

(2) 指名競争入札の執行を同日に行うとき。

2 町長は、前項の規定を適用する場合の指名競争入札の指名通知及び執行に当たっては、「本工事等の指名は、分割発注に係る指名であり、落札者（随意契約を含む。以下この条において同じ。）は、同日に執行する他の分割工事等に係る指名競争入札に参加できない。」旨の条件を付さなければならない。

3 町長は、同一年度内又は1年以内に工事等を分割して発注することが明らかであり、かつ、当該分割して発注する工事等の指名競争入札の執行を同日に行うことができないときは、前項の規定を適用して先に実施した分割工事等の落札者を他の分割工事等の指名から除外することができる。

(主管課長の指名推薦)

第19条 主管課長は、所管する工事等について指名競争入札に付そうとする場合において、有資格業者を推薦するときは、前3条の規定による指名選定の基準により指名業者（推薦）決定伺を選考委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定により指名推薦する有資格業者は、おおむね次の表に掲げるとおりとする。ただし、工事等の技術的特性その他の理由により有資格業者が限定される場合は、これによらないことができる。

契約予定金額	有資格者
2,500万円以上	8
1,500万円以上2,500万円未満	7
500万円以上1,500万円未満	6
130万円（委託業務にあっては、50万円）を超える500万円未満	5

(指名選定の通知)

第20条 町長は、有資格業者を工事等の指名競争入札に指名するときは、指名競争入札指名通知書（様式第15号）により当該指名された有資格業者に通知するものとする。

(落札保留の措置)

第21条 町長は、工事に係る指名競争入札において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みした者の当該申込みによる価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、当該最低の価格をもって申込みをした者の落札を保留しなければならない。

2 町長は、前項の規定により落札を保留する場合においては、当該最低の価格をもって申込みをした者に当該価格に係る積算資料を提出させた上、契約の内容に適合した履行ができると認めるときは、法施行令第167条の10第1項の規定により予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするものとする。

3 前2項の規定による契約の内容に適合した履行の基準については、予算決定及び会計令第85条の基準の取扱いについて（昭和62年2月2日建設省会第70号）を適用する。

(一般競争入札の規定の準用)

第22条 第4条の規定は指名競争入札の発注形態について、第8条の規定は指名競争入札の予定価格の公表について、第12条の規定は指名競争入札の参加辞退について、第13条の規定は指名競争入札の談合情報の措置について、第14条の規定は指名競争入札の執行の経過及び結果の公開について、第15条の規定は有資格業者が指名競争入札に指名されなかった場合について、それぞれ準用する。

第4章 特殊指名競争入札

(特殊指名競争入札の対象工事)

第23条 町長は、前章に規定する指名競争入札のほか、工事の技術的特性をより適格に評価し、かつ、技術的競争性を高めるため、必要に応じて意向確認型指名競争入札、

技術情報募集型指名競争入札及び施工方法等提案型指名競争入札の特殊指名競争入札を行うものとする。

- 2 前項の規定によるものほか、特殊指名競争入札の対象工事及び発注形態については、第3条第1項及び第4条の規定を準用する。

(意向確認型指名競争入札)

第24条 意向確認型指名競争入札は、有資格業者の中から受注意欲の高い者を事前選定し、技術的特性を的確に評価するため行うものとする。

- 2 町長は、前項の規定による有資格業者の受注意欲及び技術的特性を的確に評価するため、当該有資格業者に対し、必要な書類を提出させるものとする。

- 3 前項に規定する必要な書類については、第9条の規定を準用する。

- 4 意向確認型指名競争入札に係る主管課長の有資格業者の事前選定推薦数については、第19条第1項の規定を準用する。この場合において、有資格業者の指名数は、10以内とする。

- 5 前各項に規定するものほか、意向確認型指名競争入札に係る手続等については、指名競争入札の例による。

(技術情報募集型指名競争入札)

第25条 技術情報募集型指名競争入札は、有資格業者を広く対象とし、技術的特性をより的確に評価し、かつ、良質な施行を確保するため行うものとする。

- 2 町長は、前項の規定による有資格業者の技術的特性及び施工方法を的確に評価するため、当該有資格業者に対し、必要な書類を提出させるものとする。

- 3 前項に規定する必要な書類については、施工計画書（様式第16号）のほか、第9条の規定を準用する。

- 4 技術情報募集型指名競争入札は、公告により行うものとし、当該公告の形式については、第7条の規定を準用する。

- 5 技術情報募集型指名競争入札に係る有資格業者の指名数は、8以内とする。

- 6 前各項に規定するものほか、技術情報募集型指名競争入札に係る手続等については、指名競争入札の例による。

(施工方法等提案型指名競争入札)

第26条 施工方法等提案型指名競争入札は、技術の進展が著しい分野において、施工方法等に関する有資格業者の新技術の独自提案を採用することにより良質な施工を確保するため行うものとする。

- 2 町長は、前項の規定による有資格業者の技術的特性及び施工方法を的確に評価するため、当該有資格業者に対し、必要な書類を提出させるものとする。
- 3 前項に規定する必要な書類については、技術提案書（様式第17号）及び施工計画書のほか、第9条の規定を準用する。
- 4 施工方法等提案型指名競争入札は、公告により行うものとし、当該公告の形式については、第7条の規定を準用する。
- 5 施工方法等提案型指名競争入札に係る有資格業者の指名数は、5以内とする。
- 6 前各項に規定するもののほか、施工方法等提案型指名競争入札に係る手続等については、指名競争入札の例による。

（一般競争入札の規定の準用）

第27条 第8条の規定は特殊指名競争入札の予定価格の公表について、第12条の規定は特殊指名競争入札の参加辞退について、第14条の規定は特殊指名競争入札の施行の経過及び結果の公開について、第15条の規定は有資格業者が特殊指名競争入札に指名されなかった場合について、第20条の規定は特殊指名競争入札の指名通知について、第21条の規定は特殊指名競争入札の落札保留の措置について、それぞれ準用する。

第5章 特定建設工事共同企業体

（共同企業体による入札）

第28条 町長は、本町が発注する特定の工事について、大規模かつ技術的に難度の高い工事に対応し、総合力を發揮し工事の円滑化を確保するとともに、町内の有資格業者の施工技術の向上及び受注機会の拡大を図るため、有資格業者を特定建設工事共同企業体として入札に参加させることができる。

- 2 特定建設工事共同企業体の活用に当たっては、建設業の健全な発展と建設工事の効率的施工を図るため、技術力の結集等により効果的施工が確保できると認められる適正な範囲にとどめるものとする。
- 3 特定建設工事共同企業体に関し、必要な事項は別に定める。

第29条から第40条まで 削除

第6章 隨意契約

(随意契約の基準)

第41条 法施行令第167条の2第1項第1号の規定及び地公企法施行令第21条の13第1項第1号の規定により財務規則第131条及び会計規則第92条第1項に定めるものほか、法施行令第167条の2第1項第2号から第7号までの規定及び地公企法施行令第21条の14第1項第2号から第7号までの規定により工事等について随意契約によることができる場合は、この章に規定するところによる。

(法施行令第167条の2第1項第2号等の範囲)

第42条 法施行令第167条の2第1項第2号及び地公企法施行令第21条の13第1項第2号に規定するその性質及び目的が競争入札に適さないものをするときは、次に掲げるものをいう。

(1) 次に掲げる工事等で、特殊な技術、機器、設備、資格等を必要とし、かつ、請負業者（特定建設工事共同企業体を含む。以下この章において同じ。）が特定されるもの

- ア 特殊工法、特殊技術等を用いる必要があるもの
- イ 学術、芸術文化等極めて特殊な知識、技能等が要求されるもの
- ウ 実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるもの
- エ 電気、ガス等法令の規定により契約の相手方が特定されるもの

(2) 次に掲げる工事等で、施工上の経験若しくは知識又は現場の状況に精通している請負業者に請負をさせる必要があるもの

- ア 本施工に先立つ試験的な施工の結果、試験的に施工した請負業者に請負をさせる必要があるもの

- イ 既存設備、成果品等と密接不可分の関係にあるため、同一の請負業者に請負をさせなければ既存設備、成果品等に著しい支障が生ずるもの
- ウ 埋蔵文化財等の調査で、特殊な技術又は手法を用いるもの

(3) 国、県等の公共団体又は公共的団体に請負をさせる必要があるもの

(法施行令第167条の2第1項第5号等の範囲)

第43条 法施行令第167条の2第1項第5号及び地公企法施行令第21条の13第1項第5号に規定する緊急の必要により競争入札に付することができないときは、次に掲げるものをいう。

(1) 非常災害に伴い応急工事をする必要があるもの

- (2) 災害の未然防止のための応急工事等をする必要があるもの
- (3) 電気、機械等の故障に伴い緊急に復旧工事等をする必要があるもの

2 城里町請負業者選考委員会規程（平成17年城里町訓令第41号）にかかわらず、前項各号に該当する随意契約については、選考委員会の事後審査によることができる。
(法施行令第167条の2第1項第6号等の範囲)

第44条 法施行令第167条の2第1項第6号及び地公企法施行令第21条の13第1項第6号に規定する競争入札に付することが不利と認められるときとは、次に掲げるものをいう。

- (1) 次に掲げる工事等で、現に契約履行中の請負業者に履行させることが履行期間の短縮及び経費の節減を図ることができる等有利と認められるもの
 - ア 事情変化により追加する工事等
 - イ 本体と密接に関連する附帯的な工事等
- (2) 次に掲げる工事等で、前工事等の請負業者に施工させることが履行期間の短縮及び経費の節減を図ることができる等有利と認められるもの
 - ア 前工事等と後工事等が一体の構造物等（一体として機能するものに限る。）の構築等を目的とし、かつ、前工事等と後工事等を施工する請負業者が異なる場合は、かし担保責任の範囲が特定できない等密接不可分の関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる当該後工事等
 - イ 前工事等と後工事等が密接な関係にあり、かつ、前工事等で施工した仮設物等が引き続き使用される後工事等（後工事等に直接関連する仮設物等で、履行期間の短縮及び経費の節減を図ることができるものに限る。）
- (3) 他の発注者に係る施工中の工事等と交錯する箇所での工事等で、当該工事等の請負業者に施工させることが履行期間の短縮及び経費の節減に加えて工事等の安全適切な施工を確保する上で有利と認められるもの

(法施行令第167条の2第1項第7号等の範囲)

第45条 法施行令第167条の2第1項第7号及び地公企法施行令第21条の13第1項第7号に規定する時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるときとは、次に掲げるものをいう。

- (1) 請負業者が工事等の施工に必要な機材等を現場等に多量に保有するため、当該請負業者と随意契約することが入札に付すよりも著しく有利な価格で契約することができるとして認められるもの
- (2) 特殊な機材等を利用することにより、著しく有利な価格で契約を締結することができると認められるもの
(無資格業者との随意契約)

第46条 第42条から前条までに規定するもののほか、工事等の目的及び性質により必要があると認めるときは、有資格業者に無資格業者を加え、又は無資格業者による見積合わせにより随意契約をすることができる。

(随意契約理由書の作成)

第47条 主管課長は、第42条から前条までの規定により随意契約をしようとするときは、随意契約理由書（様式第22号）を作成しなければならない。
(主管課長の推薦)

第48条 随意契約に係る請負業者の推薦については、第19条第1項の規定を準用する。
この場合において、主管課長は、前条に規定する随意契約理由書を添付しなければならない。

(見積合わせの回数)

第49条 第42条から第46条の規定により随意契約する場合の見積合わせの回数は、1以内とする。

2 法施行令第167条の2第1項第8号及び第9号並びに地公企法施行令第21条の13第1項第8号及び第9号の規定により随意契約する場合の見積合わせの回数は、2以内とする。

(選考委員会の審査除外)

第50条 第42条から第46条までの規定による随意契約のうち、次に該当するものについては、選考委員会の審査を経ないで執行することができる。

- (1) 保健、医療及び診療に関するもの
- (2) 学術文化に関する調査及び研究並びに芸術に関するもの
- (3) 訴訟に関するもの
- (4) 国、県等の公共団体又は公共的団体との間に締結するもの

(5) 契約予定額が財務規則第131条各号及び会計規則第92条第1項各号で定める額を超えない額であるもの

(6) その他町長が特に必要がないと認めるもの

(一般競争入札の規定の準用)

第51条 第12条の規定は随意契約の見積合わせの参加辞退について、第13条の規定は随意契約における談合情報の措置について、第14条の規定は随意契約の施行の経過及び結果の公開について、第20条の規定は随意契約における見積合わせの指名通知について、第21条の規定は随意契約における低見積価格について、それぞれ準用する。

(随意契約の予定価格)

第52条 町長は、随意契約をしようとする場合において、執行決定伺表の執行予定金額が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額未満のときは、当該執行予定金額を予定価格とみなして予定価格調書の作成を省略することができる。

(1) 工事 130万円

(2) 委託業務 50万円

第7章 参考見積徴収

(参考見積りの徴収)

第53条 主管課長は、工事等の設計金額を算出するため必要があると認めるときは、請負業者から参考見積りを徴収することができる。

(参考見積徴収理由書の作成)

第54条 主管課長は、前条の規定により参考見積りを徴収しようとするときは、参考見積徴収理由書（様式第23号）を作成しなければならない。

(主管課長の推薦)

第55条 参考見積徴収に係る請負業者の推薦については、第19条第1項の規定を準用する。この場合において、主管課長は、特に必要があるものを除き請負業者の推薦数を3以内とし、前条に規定する参考見積徴収理由書を添付しなければならない。

(随意契約等の制限)

第56条 町長は、第42条から第46条までの規定に該当する場合でなければ入札参加資格停止者を随意契約の相手方とすることはできない。第53条の規定による参考見積徴収についても、同様とする。

(下請負の禁止等)

第57条 入札参加資格停止者は、町が発注する工事等の下請負することができない。ただし、入札参加資格停止前に下請負したときは、この限りでない。

(一般競争入札の規定の準用)

第58条 第15条の規定は入札参加資格停止理由の開示について、第14条の規定は入札参加資格停止者の公開について、それぞれ準用する。

第8章 雜則

(その他)

第59条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の桂村建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程（平成13年桂村規程第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年告示第15号）

この告示は、平成18年3月1日から施行する。

附 則（平成18年告示第143号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年告示第51号）

この告示は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成20年告示第107号）

(施行期日)

1 この告示は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成25年告示第161号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年告示第71号）

この告示は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成28年告示第59号）抄

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に改正前の告示の規定によりなされた処分、手続きその他
の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成28年告示第190号）

この告示は、平成29年6月1日から施行する。

附 則（平成30年告示第59号）

この告示は、平成30年6月1日から施行する。

附 則（令和3年告示第210号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年告示第47号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年告示第72号の23）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年告示第87号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年告示第56号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年告示第193号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年告示第274号）

この告示は、公布の日から施行する。

以下様式省略